

危険！こんなものにもニセモノが!!

バック、財布、靴… それだけじゃない

税関では、あらゆるニセモノがたくさん差し止められています。最近では、医薬品のニセモノも多く見受けられ、これには有効成分が入っていないかったり、不純物が混入している場合もあり、健康への被害例が数多く報告されています。



知的財産侵害物品の輸入は法律違反です！



知的財産侵害物品を輸入すると、こんなに厳しい罰則が科されることがあります

10年以下の懲役！

1000万円以下の罰金！

(※関税法第109条第2項)

ニセモノは、
買わない！
騙されない！
持ち込まない！

ご注意

偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、
日本への持ち込みが禁止されています。
海外旅行でニセモノ被害に遭わないために、
しっかり知識を持ちましょう。



税
關

税関イメージキャラクター
「カスタム君」

